

バスツアー企画旅行支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟(以下「連盟」という。)が実施するバスツアー企画旅行支援事業に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ旅行需要を回復するため、貸し切りバスを利用した県内宿泊を伴う企画旅行を実施する旅行会社に対する助成を行うことにより、県内外からの観光誘客を強力に促進する。

(助成対象)

第3条 第4条の要件を満たし、山口県への旅行を実施した旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対して、予算の範囲内で助成を行う。

(助成要件)

第4条 以下の要件を満たし、事前に連盟会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した募集型企画旅行・受注型企画旅行(教育旅行を含む)を対象とする。

募集型企画旅行は、2021年12月17日(金)(以下「施行日」という。)以降の募集開始、受注型企画旅行は、施行日以降に新規契約された旅行。教育旅行については、施行日以降当初予定の宿泊地を山口県外から県内に変更したもの、及び施行日以降に新規契約された旅行に限る。

また、連盟及びおいでませ山口観光キャンペーン推進協議会が実施する類似の助成事業との重複は認めないものとする。

(1) 2022年1月17日(月)から2022年12月25日(日)までの間に出発し、かつ同期間中に山口県内の宿泊施設(旅館業法第2条に規定された旅館業を営む施設)に宿泊する旅行。

- ・第1期 2022年1月17日(月)から2022年3月31日(木)までの間に出発する旅行
- ・第2期 2022年4月1日(金)から2022年6月30日(木)までの間に出発する旅行
- ・第3期 2022年7月1日(金)から2022年9月30日(金)までの間に出発する旅行
- ・第4期 2022年10月1日(土)から2022年12月25日(日)までの間に出発する旅行

(2) 貸し切りバス1台あたりの構成人員が、15名以上であること。

※構成人員は乗務員、添乗員は含まないものとする。

(3) 旅行の出発及び帰着は日本国内とする。

(4) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

(ア) 企画された旅行が山口県への観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会参加を目的とするもの)、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。

(イ) 受注型企画旅行の場合、発注元が宗教・政治を目的とする団体。

(ウ) 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に基づく適切なワクチン・検査パッケージの運用を行っていないもの。(教育旅行にはワクチン・検査パッケージの適用はないが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行うこと)

(エ) 山口県内及び出発地の新型コロナウイルス感染症レベルが、新たな感染レベル

「レベル3」以上となった場合。

(オ)助成金予算が上限に達した場合。

(カ)その他、会長が不相当と認めるもの。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、公益社団法人山口県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバスを利用する場合は、1台につき12万円とし、その他のバス事業者の貸し切りバスを利用する場合は、1台につき8万円とする。

但し、1事業所につき、全期間を通じて20台を限度とする

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、該当する出発日を含む期の初日の1か月前より、該当する出発日の1か月前までに、助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を会長に郵送等で提出するものとする。

但し、2022年10月1日(土)から2022年10月15日(土)までの間に出発する旅行は、出発日の2週間前までに申請書等を提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し別記第2号様式で申請者に通知するものとする。

(旅行の変更・中止等)

第8条 申請者は、旅行の内容を変更する場合、又は設定した全ての旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

なお、募集型で複数本ツアー設定している場合、募集人員不足による一部ツアーの催行中止については、変更申請の必要は無いものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、旅行終了後14日以内に実績報告書(別記第4号様式)を会長に郵送等により提出すること。なお、ツアーを複数本設定している場合は、最後に催行したツアー終了後に提出すること。

また、請求書(別記第5号様式)も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したとして取り扱う場合がある。

(助成金の交付)

第10条 会長は、第9条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し(別記第6号様式)、報告者に通知するとともに助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消)

第11条 助成金の交付決定後、若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定(確定)を取り消すこととし、既に助成金

が交付されているときは、その返還を求めることとする。

(実施内容の変更等)

第12条 連盟は、山口県の補助金交付の可否等の予算上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、事前連絡することなく本業務について、実施内容を変更または中止することがある。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は、2021年12月17日(金)から施行する。

この要綱は、2022年9月14日(水)から施行する。